

那覇市事業の共催等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「協働によるまちづくり」を推進するため、本市以外のものが行う事業を共催又は後援(以下「共催等」という。)をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 その事業の実施に当たり、企画若しくは運営に参加し、又は共同主催者として費用の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 その事業の趣旨に賛同し、本市の名義の使用を認めることをいう。

(承認申請の手続)

第3条 共催等を受けようとするもの(以下「主催者等」という。)は、那覇市共催・後援承認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を、事業実施日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、次に掲げる書類のうち、事業の調査等に必要なものを申請書に添付させることができる。

- (1) 事業実施に関する書類
- (2) 予算書
- (3) 安全配慮等の措置に関する書類
- (4) 主催者等の定款、会則、役員名簿
- (5) その他必要な書類

(承認の基準)

第4条 共催等を行うことができる事業は、その事業が「協働によるまちづくり」の推進に寄与すると認められるもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 主催者等の存在、組織等が明確であること。ただし、市長が不適当と認めるものは除く。
 - (2) 主催者等に十分な事業遂行能力があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、共催等を行わないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 主に営利を目的とするもの
- (3) その他市長が不適当と認めるもの

(審査及び決定)

第5条 第3条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、共催等を行うことが適当と認めたときは、那覇市共催・後援承認書(第2号様式)を、不適当と認めたときは那覇市共催・後援不承認書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

(共催等の名義)

第6条 共催等の名義は、那覇市とする。

(承認の条件)

第7条 市長は、共催等の承認に際して、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 申請の内容に虚偽が発見されたとき。

(2) 承認の基準を満たさなくなったとき。

(3) 承認の条件を履行しなかったとき。

(4) その他共催等にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 前項の規定する取消しは、主催者等に那覇市共催・後援取消書(第4号様式)を交付して行う。

(実施報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、主催者等に対し、那覇市共催・後援事業実施報告書(第5号様式)の提出を求めることができる。

(事務の処理)

第10条 共催等に係る事務は、共催等に係る事業を所管する課(以下「所管課」という。)において処理する。

2 所管課の長は、第5条の規定に基づき那覇市共催・後援承認書又は那覇市共催・後援不承認書を交付したときは、その写しを総務部秘書広報課長へ提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

那覇市共催・後援承認申請書

年 月 日

那 覇 市 長 宛

代表者名
団体名
所在地
電話

次の事業について、那覇市の共催等を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名			
承認の種別 (いずれかを○で囲む)	共 催 ・ 後 援		
目的及び内容			
「協働によるまちづくり」の 推進に寄与する部分			
対 象 者		参加人数 (予想)	
開 催 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで		
開 催 場 所			
入場料、参加費等の有無	無 ・ 有 (金額 :)		
他の共催、後援 団体の有無(予定も含む)	無 ・ 有	団体名	共催 : 後援 :

※市施設を使用する場合、別途施設所管課への申請手続きが必要です。

那覇市共催・後援承認書

第 年 月 日 号

様

那覇市長 印

年 月 日付けで申請のありました次の事業について、「協働によるまちづくり」の推進に寄与する事業として、次のとおり承認します。

事業名		
承認の種別	共催・後援	
開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	
開催場所		
承認条件	※なお、事業内容等変更が生じたときは、速やかに市長に報告して下さい。	
実施報告書の提出	要	不要
備考	※主催者等に申請内容の虚偽、承認条件の不履行等があったときは、本承認を取り消すことがあります。	
本件に関する 問合せ先	〇〇〇〇〇 課 〇〇〇〇 グループ 電話番号：〇〇〇—〇〇〇〇（内線 □□□□）	

那覇市共催・後援不承認書

第 年 月 日 号

様

那覇市長 印

年 月 日付けで申請のありました次の事業について、次の理由により不承認とします。

事 業 名	
承認の種別	共 催 ・ 後 援
開 催 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
開 催 場 所	
不 承 認 理 由	☐ 事業の共催等に関する取扱要綱第 4 条第()項第()号に該当するため
備 考	
本件に関する 問 合 せ 先	〇〇〇〇〇 課 〇〇〇〇 グループ 電話番号：〇〇〇—〇〇〇〇 (内線 □□□□)

那覇市共催・後援取消書

第 年 月 日 号

様

那覇市長 印

年 月 日付け 第 号により承認した事業について、次の理由により取り消します。

事業名	
承認の種別	共催・後援
開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
開催場所	
取消理由	☐ 申請の内容に虚偽が発見されたため ☐ 承認の基準を満たさなくなったため ☐ 承認の条件を履行しなかったため ☐ その他（ ）
取消しに伴う指示事項	
備考	
本件に関する問合せ先	〇〇〇〇〇 課 〇〇〇〇 グループ 電話番号：〇〇〇—〇〇〇〇（内線 □□□□）

那覇市共催・後援事業実施報告書

年 月 日

那 覇 市 長 宛

代表者名
団体名
所在地
電話

年 月 日付け 第 号により共催等を受けた事業について、次のとおり実施したので報告します。

事 業 名	
開 催 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
開 催 場 所	
参 加 人 数	
事 業 の 成 果	
添 付 書 類	☐ 収支決算書 ☐ プログラム ☐ その他、関係書類
備 考	